

## 第8回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成29年2月28日（火） 10:00～11:10

2 場 所 鳥取市人権交流プラザ 2階 教養室

### 3 出席者

(1) 委 員 福島委員長、佐々木副委員長、下澤委員、景下委員、有田委員、高濱委員、平尾委員（順不同） 委員出席者7名

(2) 鳥取市 福島協働推進課長、岡本協働推進課課長補佐、酒本協働推進課主任

(3) 傍聴者 なし

### 4 議 事

#### (1) 協議事項

自治基本条例の見直しについての審議

#### (委員長)

今まで、見直しについて当委員会で2回審議を行った。前回までの委員会で委員から出た意見及び市内部から出た意見について、事務局が、学識経験者である弁護士委員の意見を一通り聞いているようなので、条文の順に説明をお願いしたい。その後、皆さんからご意見をいただきたいと思う。

#### (事務局)

市民自治推進委員会で出た意見と、市内部から出た意見について、関係課に確認をとったものと、弁護士委員に意見を聞いたものがあるので、順に、一通り説明させていただく。

委員会から、「第2条 定義」の中に「まちづくり」の言葉の定義がないとご意見をいただいている。これについて弁護士委員にご意見を伺ったところ、過去に「『第1条 目的』において『参画と協働を推進』と示し、さらに『第4条 自治の基本理念』第2項に『市民と市がたゆみない努力をして自治を維持する』と表現されていることから、この条例はまさにまちづくりの条例である。よって、『まちづくり』については定義に記載しない。」という議論がなされているとのことである。

また、市内部から「法人の立ち位置がよく分からない。1号の『団体』に含めるのか」といった意見や、「1号で『市民』の定義の中に『団体』が含まれているが、第7条の『人として』が『団体』にかかることになり気になる」といった意見が出ている。弁護士委員によると、これも過去に議論があった部分で、現行のままで問題ないのではないかと意見だった。「法人を『団体』に含めるのか」という議論についても、自治基本条例制定時にかなり議論がなされており、基本的に「団体」には法人を含むので、現在の表現で問題ないのではないかと判断により、現在の状態になってい

るとのことである。

続いて、「第5条 参画及び協働の原則」について、「第14条との表現のバランスがとれていないのではないか」との市内部の意見に対して、弁護士委員は、「法的な権利を認めただけではなく、『努める』と同義なので、表現は変更しなくてもよいのではないか。」との意見だった。

「第7条 市民の権利」について、先ほど2条であったように、市内部から「第2条との兼ね合いで、『人として尊重され』の表現が、『団体』にもかかることが気になる」との意見が出ている。これについて、前回の委員会で、「『人』は『法人』は含むが、『法人』ではない『団体』は含まないのが通常である。『人または団体』などの文言にしておかなければ、『法人』でない『団体』が漏れる可能性がある。ただし、『団体を尊重する』という表現は違和感があるので、『人として』を削除してはどうか。」との意見があった。これについて弁護士委員は、「たしかに法人以外の団体は含まれないが、団体も人の集まりであるし、1号、2号、3号ともに団体に対しても保障されているので問題ないのではないか。」「『人として尊重され』としたのは、策定当初、基本的人権の面で『人として』という文言がある方がよいのではないかとの意見を受けてのことだったので、このままでよいのではないかと思う。」とのことだった。

「第8条 市民の責務」については、市内部から、「一つの事例として、民地と官地の管理について、特に境界にあっては官地には一切関わらず、むしろ官地から少しでも民地へ入り込むものがあれば苦情となるケースが増えつつある。古い時代は、民地に面する官地は簡単作業であれば住民が管理していた。したがって、地域住民間及び地域住民と行政間において、ともに助け合う地域社会を目指すため、『自助、共助、公助』について実践することを強調してほしい。」との意見が出ている。管理する側してみると、要望は大変増えているが、反比例して過去にあった共助的なものが少なくなっているのではないかとこの意見である。これについて弁護士委員は、「言わんとすることは分かるが、自助・共助・公助はそのシチュエーションによって定義が変わるのではないか。公助との兼ね合い、地域との兼ね合いなどをうまく表現できるのであれば入れてもよいかもしれない。」とのことであった。「共助」には幅広い意味合いが含まれるので、それを上手に定義できるのであれば加えてもよいが、定義することはなかなか難しいのではないかとこのことだった。

続いて、「第11条 市長の役割及び責務」について、市内部から、「第3項の『人材育成』とは、一般市民、職員、又は双方のことか」という疑問が出されている。弁護士委員によると、「企業に対しても人材育成の補助等で市が関わっているので、捉え方としてはどちらも当てはまるのではないかと。ただ、基本的には職員に向けたことではないかと思う。」とのことであった。同じく、第11条について、市内部から「中核市や連携中枢都市を目指しているという観点から、市の責務に『鳥取県（山陰）東部圏域を牽引する役割を担う』という内容を記載してはどうか。本条項が適正か、又は第14条や第28条あたりでもよいかもしれない。中核市移行は平成30年なので、次回の条例見直しの時でもよい。」との意見が出ている。これについて弁護士委員は、「自治基本条例は市民との関わりを示した条例なので、それより広域での市の動きを入れる必要はないのではないかと。『山陰東部圏域を牽引』することは、市民生活に直接関係がない気もする。市民サービスに直結することであればどこかに入れてもよいかと思うが、それにしても現時点はまだ中核市に移行しておらず、今回の条例改正の検討に入れる必要はないのではないかと。5年で世界は変わるので、今条例を改正しても、中核市移行後にすぐさま条例を改正しなければならなくなる可能性もあるのではないかと。」

とのことであり、今すぐ改正の必要はないとのご意見である。

次に、「第13条 コミュニティ」について、市内部から「これからの地域のまちづくりの中心的な役割が期待されるまちづくり協議会について、何がしかの位置付けが必要ではないか。」との意見が出ている。これについて弁護士委員は、「コミュニティのうち、地域コミュニティだけを取り上げればこういう意見も出てくると思うが、この条例は、地域コミュニティだけではなく、あらゆるコミュニティについて定義しているものなので、その中で地域コミュニティだけを分けて入れるとなると、条例が細かい造りになってしまう。今後は位置付けも必要かもしれないが、自治基本条例でなくてもよいのではないか。」とのご意見だった。

同じく第13条に関して、市内部から、「“地区公民館＝コミュニティ活動の拠点施設”という部分が分かりにくい。“生涯学習”という言葉が入れば、少々つながりが分かりやすくなるかと思う。例えばどこかに『市民は、生涯学習に努めるとともに、自らの知識や能力をまちづくりに還元するよう努めます。』という文言と、『市は、市民の参画・協働を促進するため、生涯学習の機会を提供し、自主自立的なまちづくり活動を支援しなければならない。』といった文言は入らないか。」との声が出ている。

このうち、“地区公民館＝コミュニティ活動の拠点施設が分かりにくい”という指摘に関して弁護士委員は、「条例策定当時、地区公民館を活用したいという気持ちはあったが、その役割があいまいだった。もっと皆が使用できる拠点施設にしようと条例に位置付けたが、苦肉の策で定めたので、あえて抽象的な形で、『あるべき姿』を描いた。地区公民館の新しい役割をきちんと明確にするのはよいが、現状において新しい方向性が定まっているわけではないので、具体的に示すとかえって現状に逆行あるいは離れてしまう表記になる可能性がある。」とのご意見だった。今回、自治基本条例の見直しに併せて、地区公民館を含めた今後の協働のまちづくりについて委員会にも相談しながら取り組みを進めてきているが、これについては現在まだ進行形であり、今後、地域に出かけて、自治会や公民館などの地域の意見を聞きながら作り上げていきたいと考えている段階である。たしかに今後地区公民館がどう変革していくかは未定なので、弁護士委員のご意見のとおり、今位置付けを明確にすることができていない限り、ここに示すことはできないのではないかというのが、事務局の意見でもある。また、“コミュニティ”についても弁護士委員からご意見を伺っている。「“コミュニティ”については、策定時も、地域コミュニティとテーマコミュニティを分けて書こうという話もあった。しかし分けて記載すると、それぞれを詳細にかき分ける必要があるため、分けて書くのはやめようという話になった。現在“コミュニティ”は当時よりもさらに多様化していて、捉えづらくなっている。このような状況から、あえて漠然とした表記になっている。」とのことであった。

そして、市内部からの意見にある、“生涯学習”の言葉を入れることについては、「そもそも自治基本条例は、条文の棲み分けがはっきりしている条例ではないので、どこかに入れることは可能だとは思う。提案されている『市民は、生涯学習に努めるとともに、自らの知識や能力をまちづくりに還元するよう努めます』という表記を入れることについては、入れるのであれば、第5条あるいは第8条に入れることも可能ではないか。ただし、本条例が自由な市民参画を促すものであることを考えると、これを入れることによって権利というより義務的な捉え方になり、本条例に合わない可能性がある。」とのことだった。

続けて、「第16条 財政運営」について、市内部から『しなければなりません』を『します』に、『させるよう』を『するよう』に修正してはどうか』との意見が出ている。これについて弁護士委員は、「努力義務であり、法的効果に変わりはないので、現行どおりでよいと思う」とのご意見だった。

「第18条 情報の公開及び提供」について、委員会で『市は、その保有する』の『その』の意味が不明である』とご意見が出ていたことについて、総務課法制係に確認したところ、「あえて強調しているもの。『自らが』、『独自に』といった意味合いである。」とのことであった。また、市内部からも、『積極的に公開』を『積極的に提供』に修正してはどうか。いわゆる『情報公開』と『情報の提供』の理念が混在していないか。』との意見が出ていた。これについて弁護士委員は、現行どおりで問題ないのではないかとのご意見であった。

続いて、「第22条 附属機関等の委員の選任」について、以前の委員会で、「平成25年3月末の女性委員選任割合は28.0%だが、最新の割合が知りたい。」とのご意見をいただいていた。これについて、男女共同参画課に確認したところ、平成28年12月1日現在の女性登用率は、28.2%とのことである。前回の平成25年調査から現在までの間に、選任割合が30%を超えた時期もあったが、審議会や委員会そのものの数に増減があるため、影響を受けているとのことである。なお、これについて弁護士委員は、「男女共同参画の方面からの働きかけにより、どこも意識していることだと思うので、条例に書く必要はないかとも思う。書くとしても、『努める』程度でよいのではないか。なお、まれに、審議会等が求める委員の専門分野に、そもそも女性の絶対数が少ない場合があり、女性登用を求めると人選に苦勞する可能性がある。」とのご意見だった。

次に、「第25条 意見等への対応」について、市内部から「反映させるよう」という文言を「反映するよう」に修正してはどうかとの意見が出ており、これについて委員会でも、「この条文は、調査し対策を講じた後に、改善に反映させるという表現がくどいように感じるので、『反映させるよう』は削除し、『改善に努めます』にしてはどうか。」との意見が出ていたが、弁護士委員は、現状のままよいのではないかとのご意見だった。法的に、捉え方に何ら問題はないのではないかとのご意見であった。

次に、「第27条 住民投票」について、委員会の中で、「第1項と第3項の主語が『市は』となっているが、『市長は』でなくてよいのか」との意見が出ており、事務局が総務課法制係に確認するとしていた。法制係に確認したところ、『市』は執行機関と議会の両方の意味を含んでおり、議会及び市長の両方に住民投票の発議権がある。」とのことだった。事務局でも調べたところ、自治基本条例策定時にも同様の検討がなされ、この表記になっているようである。弁護士委員も、書き分ける必要はないのではないかとのご意見である。

最後に、「第30条 条例の見直し」について、委員会において、『条例の見直しや改正を随時行うのは当然のことながら』という意味合いの表現を入れた方がよい。逐条解説を読めば条文の意図はわかるが、条文だけ読んでも分かるようにしておく必要がある。現在の条文では『3年11か月は見直しをしなくてもよい』という間違った読み方もできる。」との意見が出ていた。これについて弁護士委員は、「この条例は『自治体の憲法』のような位置付けであり、『随時』を入れないことで、実はあえて改正しづらくしている。入れなくてよいのではないかと思う。」とのご意見であった。

そもそも委員会からこの意見が出てきたのは、市内部から出てきた意見に反応してのことではな

いかと思う。市内部からの意見とは、「自治基本条例は憲法的な意味合いの条文なので、しょっちゅう見直すものではないのではないか。」というものである。これについては弁護士委員も同じ考えではある。ただ、時代は変わっていくので、条例が形骸化して見直すこともなく進んでいくよりは、4年に一度くらい、この条例が市の情勢や市の在り方にマッチしているかどうか委員に見ていただくのがよいのではないかと条例策定当時にだいぶ議論し、この「4年に一度」という文言が入っているので、現状のままでよいのではないかとのことだった。

条文についての弁護士委員の見解は以上だが、その他、今までの委員会で条例全般に対してのご意見をいただいております、それについても一通り弁護士委員のご意見を伺っている。

1点目として、「鳥取市がもっと楽しく豊かにいろいろなことができるようになるためには、人を増やすことではないかと思うが、それに関する記載がどこにもない。」という意見をいただいている。この意見について弁護士委員は、「これに関する記載は、鳥取市総合計画の方でよいのではないかと思う。条例策定当時は、総合計画と連動させる話もあった。」とのことである。

本市では昨年度、鳥取市創生総合戦略を策定している。この中で、これからの人口推計なども行っており、人口が減少していくことに変わりはないが、減少を抑制するための様々な戦略を講じているところである。そして、鳥取市創生総合戦略は、第10次鳥取市総合計画にも反映させているところである。

2点目として、「女性登用について、基本は町内会ではないかと思う。女性町内会長や役員を増やすには、意識改革が必要だと思う。仕組みづくりを考えていかなければいけないのではないかと。自治基本条例に入れることなのか、男女共同参画の方面の計画に入れることか、市長が政治的手腕の中で進めることなのか分からない。条例に馴染むか馴染まないかは、学識経験者に聞きたい。」というご意見をいただいていた。これについて弁護士委員は、「仕組みをつくるのは、“なりたい人”が多くいることが前提であり、登用を義務づけてしまう可能性があるので、条例には馴染まない。」とのご意見だった。これについては、これからのまちづくりでは女性の活躍も大いに期待される場所であるので、本市としても関係団体等に働きかけていく必要はあるのではないかと考えている。

3点目として、「まちづくり協議会の位置付けがどこにもない。市民は、自治会と地区公民館とまちづくり協議会の三者の位置付けが分かっていない。」とのご意見があった。このご意見を受け、その場で、事務局としても「発足当時に、市としてもっときちんとまちづくり協議会を位置付け、どのような機能を持たせるか、どういった性質のものか、目的は何でどういったもので構成されるのかといった部分を明確にした状態でスタートさせるべきだったと考えている。自治基本条例で謳うのかどうかは別として、協働のまちづくりガイドラインや地区公民館の活用の基本方針の作成の中で検討する必要があるのではと感じている。」とお話させていただいた。これについて弁護士委員は、今回の条例改正には間に合わないとお考えで、事務局としても、協働のまちづくりガイドラインや地区公民館の活用の基本方針を作成する中で、それぞれの役割を明確にしていく必要があると考えている。

4点目として、「条例中には『協働』という言葉や『市と市民が協働で』といった記載が出てくるが、どこまでが市の範囲でどこからが市民の範囲かなど、線引きがあやふやな部分がかかなりある。条文の中で線引きすることは非常に難しいとも思うが、運用はきちんとしなければ、役を受けてくれる人もいなくなってくると思う。」とのご意見をいただいた。これについて弁護士委員は、『協働』

という言葉が多義的なので、あえてはっきり書いていない。今の自治体や国の財政状況から考えると、『協働』は今後もっと増えるが、ここで線引きをしてしまうと、市民が応じてくれなくなるのではないか。よく言われている『協働あって参画なし』になってしまう。」とのことだった。私どもとしても、条例に書くということよりも、どれだけまちづくりに参画してもらうのかという部分の仕組み、政策が必要なのではないかと考えている。

5点目として、「現在、市議会が『議会基本条例』を作成中だと思う。自治基本条例第9条と第10条に、議会や議員について記載されているので、それぞれに書かれていることがずれないように注意してほしい。」とのご意見があった。これについて弁護士委員は、「自治基本条例が議会条例に合わせることはないので、議会に気を付けていただきたい。」とのことであった。自治基本条例は本市の憲法のようなものなので、議会条例の方が自治基本条例に合わせて検討してもらうようにとのことである。前々回の市民自治推進委員会において、検討段階の議会条例案をお渡ししたが、かけ離れたものではないと考えている。

委員会でいただいたご意見に対する弁護士委員のコメントは以上だが、それと別に、全体的な話として、「あまり細かくしすぎず、ある程度ざっくりとした条文の方がよいのではないか。」というご意見と、「今回は条例を改正することより、まちづくり協議会、地区公民館、自治会などの棲み分け作業を優先してはどうか。」とのご意見をいただいた。今現在、過渡期のような状況であり、条例上で明確に表現できる段階ではないのではないかとというのが弁護士委員の意見である。

委員会でいただいた様々なご意見は答申に盛り込んでいくべき内容だと思うが、今回は改正までしなくてはよいのではないかとというのが、弁護士委員の意見である。

(委員長)

ただ今事務局から各条文に従い、市内部の意見、学識経験者の意見を紹介していただいた。それぞれについて、皆さんからご意見があれば伺う。

(委員)

自治基本条例は、最初は平成20年12月1日に制定されている。その後、平成26年4月1日に改正されており、当初の制定から6年が経過している。ということはその間に一度見直しがあったのだと思うが、一度目の見直しは改正がなかったということか。

(事務局)

自治基本条例の見直しは、4年に一度となっている。前回の検討は平成24年に実施し、当時、東日本大震災の発生を受けて、危機管理条項を盛り込むようにとの答申をいただいた。それを受け、平成25年度に市内部で条例改正について検討を行い、やはり危機管理条項は必要だろうとのことで、議決をいただいて平成26年から運用しているところである。

(委員長)

前回の見直しの時にも市民自治推進委員を務めていたので、補足しておきたいと思う。

前回平成24年度の委員会で見直しを行い、平成25年度に議会で条例改正の議決をいただいた。

前回の見直しは、大きく3点に絞って活発な意見が交わされた。

1点目は、市役所本庁舎の移転問題で住民投票が実施された直後だったので、それに関する意見がずいぶんあった。現時点で、住民投票条例は常設型にはなっていないが、当時は、常設型にした方がよいのではないかと意見もあった。常設型を推していた委員の意見は、常設型にすれば、住民がいつでも投票という形で市政の重要事項に関与できるようになるというものだった。個別型を推す委員からは、個別案件ごとに市長なり議会からの発議を受けて投票を実施した方がよいのではないかと、住民投票を実施するとなれば相当の経費がかかるし、議会の議決を補完するほどの住民投票事例がありうるだろうかと意見が出された。

また、投票の資格について、在日外国人を認めるべきか、あるいは発議権者はどうあるべきかなど、様々に意見交換された。認めるべきだと言う委員は、在日外国人も納税しているのだから、分け隔てることなく市民と捉えて資格を与えてもよいのではないかと意見だった。認めるべきではないと言う委員は、住民税を支払っているのは市民として公共サービスを受けている対価であるので、市の政策決定に関わる投票という形を取ると、参政権にこよなく近づく手段になるのではないかと、そういうことを考えれば、住民投票の資格としてはやはり日本の国籍を有する鳥取市の住民ということにするべきではないかとこのことで、結局、答申書では両論併記という形をとった。

2点目は、東日本大震災の後だったこともあり、「住民同士の助け合い」について非常に認知度が高まっているのではないかとこのことで、行政に何もかにも任せるのではなく、市民同士が助け合う「共助」、「互助」について盛り込もうと、全会一致で答申した。

3点目は、「コミュニティ」についてである。自治基本条例の特徴は、コミュニティ活動を市民自治の根幹として育成していこうというところにある。コミュニティの活動拠点を地区公民館に置くということは少し分かりづらいとの意見もあった。しかし大きな流れとして、地域の課題を地域の人々が協働で問題解決に向けていくという活動を育成していくこと、あるいは地域の課題を解決していく地域共同体だけではなく、特定の目的に向かって広域的な活動を行っているテーマコミュニティも育成していくことを市はにらんでいるということもあり、少し議論もあったが、小学校単位で設けられている地区公民館は大きな地域活動を行うための重要拠点というのがよいのではないかとこの話になった。この自治基本条例制定後には、各地区でまちづくり協議会が設立されたが、機能についてはもう少し整理していった方がよいのではないかとこの議論もあった。

(委員)

それでは今回が2度目の見直しということになると思う。委員長の話によると、まちづくり協議会が動き始めたのは、当初の自治基本条例制定後の平成20年以降とのことである。

本日の委員会で弁護士委員の意見を一通り聞いた。今回は改正しなくてよいのではないかとこののが弁護士委員の意見のようだが、気を付けなければならないことがあると思う。

改正の見直しの際に1つ前との比較だけを行い、また次の見直しの際にも1つ前との比較だけを行い、ということを繰り返しては、一番当初の条例からずいぶんかけ離れたものになってしまう可能性があるのでは、見落とさないようにしていかなければいけないのではないかとこのことを強く感じる。

今回の見直しはまだ2回目なので大きな開きが出ていないと思うが、これからの話である。時代

は大きく変わってきている。1つ前の条例と比較した議論もよいが、当初からの流れをつかんで検討するようにしたらよいのではないかと思う。

もう1点、まちづくりと地区公民館のあり方の部分について、先ほど事務局から、現在過渡期であり、今は条文をつつくことはできないとの説明があったが、まちづくりの仕組みや地区公民館の仕組みが全部決まってから、次の自治基本条例の見直しで条例改正するのか。私は反対ではないかと思う。自治基本条例は鳥取市の基準になるものだと思うので、「まちづくりとはこういうものだ」、「地区公民館とはこういうものだ」といったものをざっくりとでも書いておいて、それから実際のガイドライン等の作成を進めていくのがよいのではないかと思うのだが。

(事務局)

2点目についてはおっしゃるとおりだと思う。以前の委員会でも、協働のまちづくりガイドラインや地区公民館の活用の基本方針をいつ策定するつもりなのか、あるいは自治基本条例とどうシンクロさせていくのかといったご指摘もいただいた。事務局としても、その都度説明したりフォーラムを開催してガイドライン等作成の検討材料としたりしているところだが、事務局としては時期的に内容が熟していないと考えている。今回の条例見直しに反映させるには十分な材料が揃っていない。もう少し時間をいただき、内容的にも市民にお示しできるものを用意する必要があると考えている。

(委員)

平成20年の自治基本条例施行後には、まちづくり協議会が設立された。今回も、協働のまちづくりガイドラインや地区公民館の活用の基本方針を作成した後に、何かが起きそうな気がしている。

(事務局)

おっしゃることはよく分かる。

「コミュニティ」には、地域コミュニティ以外にも様々なコミュニティがあり、その形も多岐にわたっている。その中でまちづくり協議会やコミュニティについて言及していくことになる、それぞれを書き分けていく必要があるということが当初の条例作成当時から議論に挙がっている。自治基本条例は、条文がいわば包括的なゆったりしたものになっているため、そこまで細かくするかというのも一つにある。

まちづくり協議会やコミュニティについては事務局としても詰めていかなければいけないと考えているが、そこを今回条例の中に入れることは、弁護士委員も言っていたとおり難しいのではないかと考えている。それこそ、協働のまちづくりガイドラインや地区公民館の活用の基本方針は、自治基本条例のもう1段階下の「計画」的なものとして書いていくべきものなのかと考えているところである。

(委員長)

今までの委員会でも、まちづくりやコミュニティについてももう少し明確にできないものかという議論は出てきている。事務局からも説明があったが、平成28年度の政策で公民館の機能のあり方



の見直し作業をされているので、それが終了してから、その検討結果を踏まえて自治基本条例へ入れるかどうかなどの検討をしてはどうかという話をしたところである。

その他、ご意見はないか。条文の定義の捉え方については、今までの委員会でも意見交換してきたが、総務課法制係の見解も今回確認でき、弁護士委員の意見も聞いた。概ね現状の条文で理解してもらえらると思うし、運用面においてもあまり大きな誤りはないのではないかと感じている。

(委員)

本日、事務局を通じて弁護士委員の意見を聞くことができたが、弁護士委員の意見については全く違和感がなく、全て自分の意見と一致しているので、結論から言うと今回は条例改正の必要はないと思う。

文言的な部分で言うと、普通の条例や規則であればいわゆる法令用語が使用されているが、この自治基本条例はおそらく市民の皆さんに分かりやすく親しみを持ってもらいやすくするために「です、ます」調が使用されていると思う。あえて法令用語を避けて「です、ます」調にしたことで、言葉のニュアンスが十分に伝わっていないところがあるから、市内部から条文の表現に対する指摘等も出てきたのだろうと思う。条例や規則に関わっている市役所職員ならではの指摘だと思うが、弁護士委員が言うとおおり、このままでよいと思う。これを明確に表現しようと思うと、「です、ます」調ではなく法令用語に戻す必要が出てくると思う。

また、全体的なことと言うと、やはり基本条例なので、人間の体でいえば大動脈に当たる部分だと思う。そこから動脈であるその他の条例が延び、最終的に毛細血管の規則がある。この条例は幅広い概念で書いてあるので、おそらく条例制定当時にすでに行っていたことについて条文化したものもあると思う。情報公開などがその例で、それ以前にすでに行っていたことが後追いで条例に入れている。大方のものは幅広い概念でこの条例に示されていると思う。4年前の見直しで危機管理条項を追加したのは、平時のことは記載されていても、防災という非常時に関する条文がなかったので入れたのだろうと思う。だから、なかった概念を取り込むということはしなければならないと思うし、すでにある漠然とした包括的な表現について、それを大きくはみ出す要素があればそこは変えなければならないと思うが、現時点でそういうものもあまりないのではないかとと思う。

したがって、私は弁護士委員の意見のとおり、改正はしなくてよいと思う。

(委員長)

その他にご意見はないか。

(委員)

私も、弁護士委員の「あまり細かくしすぎない方がよいのではないか。」という意見に賛成である。

(委員)

あまり事細かく書きすぎると、今度は書かれていない部分はどうなのかということにもなりかねないので、改正はしなくてよいのではないかとと思う。

(委員長)

それでは、見直しについての取りまとめに入りたいと思うがよろしいか。

今まで、委員の皆さんから様々な意見をいただき、若干条文の字句の修正が必要ではないか、あるいは表現の仕方が分かりづらいといった部分は何項目かあったと思う。コミュニティの活動拠点を地区公民館に、という部分がもう少し明確に分かりやすく規定できないかというご意見もいただいたが、この点については、先ほど事務局からも説明があったとおり、現在地区公民館の活用の基本方針を作成中なので、それを踏まえて検討した方が、現時点で前倒し的に規定化するのも書きにくい、範囲が捉えにくい点があるのではないかと思う。しかしそこは大きな課題が残されているということで、記録にきちんと留めておきたいと考えている。

この自治基本条例は、文字通り、市民の皆さんが行政と参画しあるいは協働で市政の発展に努めていくということを謳った規範というか基本になる条例である。流れからすれば、こういう基本条例が基になって総合計画を策定したり個人情報保護あるいは情報開示などの条例があるというのが一番分かりやすいが、今まで設けられた市民参画の行政の手続き等を、この自治基本条例に網羅的に包括して、市民参画のしやすい自治のあり方を示した基本的な条例である。そういう意味では、字句の修正や定義の改訂というのは、よほどの問題がない限りは、諮問に答える答申には少し馴染まないのではないかと思う。

また、前回の見直しから今日までの期間、市行政を取り巻く大きな社会的な変化も見られず、現状どおりの条文の姿で進めていってもよいのではないかという捉え方をしている。これについては、特段の条文の追加、あるいは廃止はなく、当面は現行どおりで取り組んでいけばよいのではないかとということでまとめたいと思うが、いかがか。

前回の委員会でも、4年ごとの見直しであれば3年11か月は何もしなくてもよいのではないかという意見もあったが、これは4年を「超えない範囲内」となっている。しかもこの規定を設けたのは、条例は議会で議決を取らなければ改正できないので、市長や議員の任期である4年を一つの期間と捉え、4年を超えない範囲内で緊張感を持って社会的情勢の変化を踏まえながら、条例の見直しをするという趣旨である。したがって、状況の変化があれば、2年であろうと3年であろうと見直しの議論をしていけばよいのではないかと思う。

それでは、今回は特段の条項の追加あるいは廃止、条文の訂正はないとして答申することによろしいか。

(委員)

はい。

(委員長)

それでは、続いて、(2)平成28年度 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について事務局から説明をお願いします。

協議事項

(2)平成28年度 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について

《事務局説明》

(委員長)

説明のとおりである。各事業ごとの感想はもちろん、改善した方がよいというあたりまで踏み込んだ、忌憚のない意見を寄せていただければと思う。

5 その他

次回日程について

《事務局説明》

6 閉 会